

平成26年(2014年)5月28日 水曜日

信者へのセクハラ 150万円支払い命令

牧師、教団に判決

つくば市の教団施設で牧師からセクハラを受けたなどとして、元信者の女性4人が宗教法入「小牧者訓練会」と韓国籍の男性牧師(65)らに計4620万円の損害賠償などを求めた訴訟

の判決が27日、東京地裁であり、山田明裁判長はセクハラ行為を認め、男性牧師らに計1540万円の支払いを命じる仮執行付きの判決を言い渡した。

女性らは平成12年4月、20年11月、つくば市内の教団施設や男性牧師の自宅などで、体を触られるなどとして、21年7月に東京地裁に提訴。男性牧師側は裁判で、請求棄却を求めるとともに、名誉毀損で女性

らに計1億円の損害賠償を求める訴えを起こしたが、棄却された。

男性牧師は女性信者に乱暴したとして、22年2月に準強姦罪で起訴されたが、無罪とする水戸地裁土浦支部の判決が23年6月に確定している。

女性らを支援する「モルデカイの会」の加藤光一代表は同日、つくば市内で会見し「セクハラが認められ、高く評価している」と述べた。男性牧師の代理人は「判決は一方的な見方をしており、不当。控訴する方向で検討したい」としている。